

千葉県ひきこもりサポート事業（居場所運営）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、ひきこもり状態にある者（以下「ひきこもり当事者」という。）が、社会参加と自立を目指すための居場所を確保するため、居場所を運営する個人又は団体に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業は、平成31年2月7日付け社援発0207第5号厚生労働省社会・援護局長通知別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」別添11「ひきこもり対策推進事業実施要領」の4（3）イに規定する内容であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）市内に設置、運営していること。
- （2）概ね週1回以上、定期的に継続して実施していること。
- （3）ひきこもり当事者からの相談に対応できる人員（ひきこもりコーディネーター・精神保健福祉士・社会福祉士・医療専門職等）と連携し、適切な支援を行うことができる状態にあること。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内でひきこもり当事者を対象とした居場所を運営する個人又は団体であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）宗教的又は政治的活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- （2）暴力団若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- （3）この補助金のほかに千葉市の補助金等を受けていないこと。

（補助対象経費、補助率及び限度額）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額については、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条に規定する申請書は、千葉県ひきこもりサポート事業（居場所運営）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条第2項に規定する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）実施計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）団体及び活動の概要書（様式第4号）

（申請団体の規約、会則等、居場所の運営規約等を添付）

- (4) 居場所の位置図及び写真等
- (5) 居場所のチラシ、パンフレット等
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業終了後、速やかに実績報告書、収支決算書等必要書類を提出すること。
- (2) この補助金は、千葉市ひきこもりサポート事業（居場所運営）に使用し、それ以外の目的及び事業に使用しないこと。
- (3) 事業計画及び収支予算等を変更（軽微な変更を除く。）をしたときは、速やかに市長の承認を受けること。この場合において、当該内容を審査し、助成金額を変更することがある。
- (4) 前各号のいずれかの条件に違反したときは、この交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがある。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、千葉市ひきこもりサポート事業（居場所運営）補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(変更の承認申請等)

第8条 規則第5条に規定する承認の申請は、千葉市ひきこもりサポート事業（居場所運営）変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、第7条第2項に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添えて提出する。
- 3 市長は、第1項に規定する承認の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、千葉市ひきこもりサポート事業（居場所運営）変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により通知する。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書、千葉市ひきこもりサポート事業（居場所運営）補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

- 2 規則第12条に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事業報告書（様式第9号）
 - (2) 収支決算書（様式第10号）
 - (3) 補助事業に係る領収書等
 - (4) 講師料（講師謝礼）に係る実績報告書（別紙1）（必要時）
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第10条 規則第13条に規定する通知は、千葉市ひきこもりサポート事業(居場所運営)補助金額確定通知書(様式11号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項に規定する請求は、千葉市ひきこもりサポート事業(居場所運営)補助金交付請求書(様式第12号)によるものとする。

(交付の取消し)

第12条 市長は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助要件に該当しないこととなったとき又は申請時に補助要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にあることが判明したとき。

2 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市ひきこもりサポート事業(居場所運営)補助金交付決定取消通知書(様式第13号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条の規定による補助金の返還の命令は、千葉市ひきこもりサポート事業(居場所運営)補助金返還命令書(様式第14号)によるものとする。

(留意事項)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる点に留意することとする。

- (1) 飲食物等を提供するときは衛生管理に十分留意すること。
- (2) ひきこもり当事者及びその家族等の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく知りえた秘密を漏らさないこと。
- (3) 本市と協働して、ひきこもり施策の推進に努めること。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
当該年度新規に居場所を設置、運営する団体または個人	印刷製本費 通信運搬費 報償費 旅費 使用料 消耗品費 備品	10 / 10	50,000円
継続して居場所を設置、運営している団体または個人	印刷製本費 通信運搬費 報償費 旅費 使用料	10 / 10	30,000円